

伊勢市公報

第444号
令和6年5月7日
火曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市休日保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	3
教育委員会規則	
○ 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則を廃止する規則	5
告 示	
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	26
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 令和6年3月末財政状況の公表について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	37
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	38
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	39
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	40
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	41
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	42
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	43
公 告	
○ 第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画の策定について	44
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	45
○ 伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について	46

○ 公示送達	47
○ 公示送達	51
○ 公示送達	53
○ 第2次伊勢市自殺対策推進計画の策定について	55
○ 公示送達	56

伊勢市休日保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和 6 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第34号

伊勢市休日保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市休日保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に該当する本市に住所を有する教育・保育給付認定子ども（同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）であって、市内において特定教育・保育（保育に限る。）（同法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）又は特別利用教育（同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。）を受けるものについて、当該教育・保育給付認定子ども」を「次に掲げる児童」に、「児童」を「当該児童」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に該当する本市に住所を有する教育・保育給付認定子ども（同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）であって、市内において特定教育・保育（保育に限る。）（同法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）又は特別利用教育（同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。）を受けるもの
- (2) 本市に住所を有する児童であって、市内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項による届出を行った施設（同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業を行う施設を除く。）を利用するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則を廃止
する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第 5 号

伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則を
廃止する規則

伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則（令和
5 年伊勢市教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 73 号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	路線名	区 間
市道	岡本吹上線	伊勢市岩淵 1 丁目 413 番 16 地先から伊勢市 岩淵 1 丁目 238 番 3 地先までの上下線

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 谷 浩 一

伊勢市上地町 1693 番地 2

変更後 中 上 智 司

伊勢市上地町 1702 番地

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中長屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 熊 野 佳 文

伊勢市御薊町長屋 399 番地 3

変更後 奥 田 奈 美 子

伊勢市御薊町長屋 399 番地 1

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
いせ上野台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の
規定により告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 濱 幸 代

伊勢市上野町 3332 番地

変更後 谷 崎 扶 三 与

伊勢市上野町 3500 番地

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 齋 田 純 一

伊勢市神菌町 450 番地 1

変更後 中 北 忠 秀

伊勢市神菌町 1103 番地

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 山 久 昭

伊勢市東豊浜町 4503 番地

変更後 中 村 亥 智 郎

伊勢市東豊浜町 171 番地 1

伊勢市告示第 79 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 河 内 美 幸

伊勢市藤里町 189 番地 59

変更後 中 村 貴 英

伊勢市藤里町 189 番地 67

伊勢市告示第 80 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

2 委託した公金事務に係る歳入

伊勢市しるば一応援隊サービス（訪問型サービス A 2）の利用料

3 委託をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
栗野区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 野 実

伊勢市栗野町 1098 番地

変更後 山 中 正 善

伊勢市栗野町 1069 番地

伊勢市告示第 82 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
黒瀬町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 宮 川 清 彦

伊勢市黒瀬町 747 番地 6

変更後 世 古 口 剛 彦

伊勢市黒瀬町 1553 番地

伊勢市告示第 83 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 川 端 善 宏

伊勢市小木町 346 番地

変更後 奥 野 幹 彦

伊勢市小木町 288 番地

伊勢市告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
倭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 作 野 利 明

伊勢市倭町 168 番地 8

変更後 大 野 正 也

伊勢市倭町 19 番地 7

伊勢市告示第 85 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中久保・湯田野組から次のとおり変更の届出があったので、同条第
10 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 智 恵 美

伊勢市上地町 2938 番地

変更後 高 木 將 史

伊勢市上地町 3328 番地 5

伊勢市告示第 86 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
二俣 1 丁目町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 中 哲

伊勢市二俣 1 丁目 7 番 18 号

変更後 内 藤 治

伊勢市二俣 1 丁目 8 番 10 号

伊勢市告示第 87 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 川 端 信 行

伊勢市上野町 355 番地 190

変更後 山 下 浩 史

伊勢市上野町 355 番地 10

伊勢市告示第 88 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮本団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 加 藤 公 章

伊勢市前山町 1522 番地 18

変更後 南 守

伊勢市前山町 1522 番地 34

伊勢市告示第 89 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 正 則

伊勢市西豊浜町 326 番地

変更後 中 西 伸 自

伊勢市西豊浜町 1407 番地

伊勢市告示第 90 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 椿 秀 樹

伊勢市小俣町宮前 260 番地

変更後 北 村 守 康

伊勢市小俣町宮前 265 番地

伊勢市告示第 91 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 南 三 保

伊勢市上地町 450 番地 30

変更後 埜 口 昌 彦

伊勢市上地町 395 番地 48

伊勢市告示第 92 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 松 野 武 史

伊勢市檜原町 134 番地

変更後 右 京 英 彦

伊勢市檜原町 1510 番地

伊勢市告示第 93 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
寝起松町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 熊 常 弘

伊勢市神久 2 丁目 2 番 43 号

変更後 河 西 誠 二 郎

伊勢市神久 1 丁目 6 番 4 号

伊勢市告示第 94 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 元 彦

伊勢市村松町 1 番地 27

変更後 中 村 晃 久

伊勢市村松町 3863 番地 10

伊勢市告示第95号
伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、令和6年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
令和6月4月26日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

- 1 3月末における人口、世帯数、面積の状況
人 口 119,706 人 (令和5年度現計予算1人当たり 482,612 円)
世 帯 数 56,245 世帯 (令和5年度現計予算1世帯当たり 1,027,141 円)
面 積 208.37 k㎡

- 2 令和5年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,400,000	28.4	16,379,073	99.9	議 会 費	299,822	0.5	288,739	96.3
地 方 譲 与 税	324,744	0.6	353,290	108.8	総 務 費	4,645,490	8.0	3,929,943	84.6
利 子 割 交 付 金	5,000	0.0	6,280	125.6	民 生 費	24,163,531	41.8	21,862,561	90.5
配 当 割 交 付 金	100,000	0.2	126,018	126.0	衛 生 費	6,279,331	10.9	5,330,769	84.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	50,000	0.1	138,251	276.5	労 働 費	58,683	0.1	47,664	81.2
法人事業税交付金	300,000	0.5	342,714	114.2	農 林 水 産 業 費	1,303,437	2.3	732,331	56.2
地方消費税交付金	3,030,000	5.2	3,104,175	102.4	商 工 費	773,754	1.3	679,811	87.9
ゴルフ場利用税金	11,000	0.0	13,218	120.2	観 光 費	475,253	0.8	365,631	76.9
自動車取得税金	1	0.0	3,138	313,800.0	土 木 費	7,343,135	12.7	5,240,165	71.4
環境性能割交付金	38,000	0.1	51,161	134.6	消 防 費	2,373,105	4.1	2,113,599	89.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	86,817	0.1	86,817	100.0	教 育 費	4,133,969	7.2	3,539,958	85.6
地方特例交付金	120,660	0.2	129,477	107.3	災 害 復 旧 費	142,926	0.2	106,145	74.3
地 方 交 付 税	12,281,544	21.3	12,524,456	102.0	公 債 費	5,739,729	9.9	4,629,655	80.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,737	0.0	9,814	100.8	諸 支 出 金	2	0.1	0	0.0
分担金及び負担金	638,264	1.1	558,862	87.6	予 備 費	39,385	0.1	0	0.0
使用料及び手数料	312,481	0.5	308,154	98.6					
国 庫 支 出 金	11,066,456	19.2	10,187,070	92.1					
県 支 出 金	4,130,426	7.1	3,731,153	90.3					
財 産 収 入	54,608	0.1	64,053	117.3					
寄 附 金	590,001	1.0	488,287	82.8					
繰 入 金	3,640,232	6.3	41,892	1.2					
繰 越 金	287,600	0.5	287,600	100.0					
諸 収 入	953,581	1.7	703,432	73.8					
市 債	3,340,400	5.8	349,500	10.5					
合 計	57,771,552	100.0	49,987,885	86.5	合 計	57,771,552	100.0	48,866,971	84.6

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債については、繰越明許費繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備 考
市 民 税	7,094,500	43.3	7,026,606	99.0	
固 定 資 産 税	6,700,137	40.8	6,769,045	101.0	
軽 自 動 車 税	439,000	2.7	448,294	102.1	
市 た ば こ 税	792,363	4.8	739,804	93.4	
入 湯 税	20,000	0.1	21,702	108.5	
都 市 計 画 税	1,354,000	8.3	1,373,622	101.4	
合 計	16,400,000	100.0	16,379,073	99.9	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
消 費 的 経 費	37,671,555	65.2	
人 件 費	10,042,846	17.4	※
物 件 費	8,197,523	14.2	※
維持補修費	323,884	0.6	
扶 助 費	12,329,330	21.3	
補 助 費 等	6,777,972	11.7	※
投 資 的 経 費	5,238,515	9.1	
普通建設事業	5,095,589	8.8	※
災害復旧事業	142,926	0.3	※
失業対策事業	0	0.0	
そ の 他 の 経 費	14,861,482	25.7	
貸 付 金	500	0.0	
公 債 費	5,739,729	9.9	
投 資 及 び 出 資 金	99,100	0.2	
積 立 金	233,536	0.4	
繰 出 金	8,749,232	15.1	※
予 備 費	39,385	0.1	
合 計	57,771,552	100.0	

※繰越明許費繰越額を含みます。

3 令和5年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,648,372	11,539,593	11,661,084	
後期高齢者医療特別会計	3,548,165	3,542,944	3,276,388	
介護保険特別会計	15,150,101	14,482,190	13,412,762	
観光交通対策特別会計	618,759	613,212	372,846	
土地取得特別会計	222,823	55,348	52,083	
合 計	32,188,220	30,233,287	28,775,163	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	55,217,951	政府資金	財 務 省	22,888,507
総 務 債	1,204,743		(旧) 日 本 郵 政 公 社	284,209
民 生 債	1,669,351	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		11,810,126
衛 生 債	4,629,972	共 済 組 合 等		4,376,132
農 林 水 産 業 債	2,233,003	銀 行 等		15,258,977
土 木 債	9,084,109	国 の 予 算 貸 付		600,000
公 営 住 宅 債	238,048			
消 防 債	1,631,434			
教 育 債	13,464,499			
災 害 復 旧 債	168,713			
減 税 補 て ん 債	68,174			
減 収 補 て ん 債	129,000			
臨 時 財 政 対 策 債	20,696,905			
合 計	55,217,951	合 計		55,217,951

5 一時借入金の状況

区 分	借 入 金 残 金	借 入 先	備 考
――	――	――	

6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		4,129,161.78 m ²	
建 物		411,656.50 m ²	
動 産		23 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		21,362,618 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		2,282,537 千円	
物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の	車 両	293 台	
	そ の 他	679 点	
無 体 財 産 権		7 件	

参考 令和6年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %
市 税	15,280,000	27.8	議 会 費	296,789	0.5
地 方 譲 与 税	342,000	0.6	総 務 費	4,748,248	8.6
利 子 割 交 付 金	5,000	0.0	民 生 費	21,990,490	40.0
配 当 割 交 付 金	75,000	0.1	衛 生 費	5,111,266	9.3
株式等譲渡所得割交付金	50,000	0.1	労 働 費	65,011	0.1
法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	0.5	農林水産業費	1,149,533	2.1
地 方 消 費 税 交 付 金	2,950,000	5.4	商 工 費	356,647	0.7
ゴルフ場利用税交付金	10,000	0.0	観 光 費	508,416	0.9
自動車取得税交付金	1	0.0	土 木 費	8,052,996	14.7
環 境 性 能 割 交 付 金	40,000	0.1	消 防 費	2,379,598	4.3
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	86,101	0.2	教 育 費	4,549,593	8.3
地 方 特 例 交 付 金	930,001	1.7	災 害 復 旧 費	36	0.0
地 方 交 付 税	11,780,000	21.4	公 債 費	5,690,375	10.4
交通安全対策特別交付金	13,000	0.0	諸 支 出 金	2	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	645,140	1.2	予 備 費	50,000	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	314,537	0.6			
国 庫 支 出 金	8,481,640	15.4			
県 支 出 金	4,134,984	7.5			
財 産 収 入	48,192	0.1			
寄 附 金	560,001	1.0			
繰 入 金	4,946,621	9.0			
繰 越 金	50,000	0.1			
諸 収 入	739,882	1.4			
市 債	3,166,900	5.8			
合 計	54,949,000	100.0	合 計	54,949,000	100.0

項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
消 費 的 経 費	35,228,458	64.0	
人 件 費	10,530,907	19.2	
物 件 費	7,985,555	14.5	
維持補修費	352,200	0.6	
扶 助 費	12,547,353	22.8	
補 助 費 等	3,812,443	6.9	
投 資 的 経 費	5,441,257	9.9	
普通建設事業	5,441,221	9.9	
災害復旧事業	36	0.0	
失業対策事業	0	0.0	
そ の 他 の 経 費	14,279,285	26.1	
貸 付 金	500	0.0	
公 債 費	5,690,375	10.4	
投 資 及 び 出 資 金	46,500	0.1	
積 立 金	60,141	0.1	
繰 出 金	8,431,769	15.4	
予 備 費	50,000	0.1	
合 計	54,949,000	100.0	

○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	6,190,000	40.5	
固 定 資 産 税	6,508,883	42.6	
軽 自 動 車 税	452,500	3.0	
市 た ば こ 税	786,617	5.1	
入 湯 税	20,000	0.1	
都 市 計 画 税	1,322,000	8.7	
合 計	15,280,000	100.0	

○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,675,717	
後期高齢者医療特別会計	3,797,843	
介護保険特別会計	15,147,608	
観光交通対策特別会計	557,434	
土地取得特別会計	530,758	
合 計	32,709,360	

伊勢市告示第 96 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
豆塚組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 6 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 野 口 隆 明

伊勢市上地町 2159 番地 1

変更後 中 川 雅 之

伊勢市上地町 1919 番地

伊勢市告示第 97 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中村町北自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 福 岡 あ ゆ み

伊勢市中村町 325 番地 468

変更後 杉 浦 紀 男

伊勢市中村町 325 番地 470

伊勢市告示第 98 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
高向区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 6 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 曾 野 清 晴

伊勢市御薮町高向 2603 番地

変更後 中 村 武 弘

伊勢市御薮町高向 481 番地

伊勢市告示第 99 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 竹 内 幸 弘

伊勢市下野町 360 番地

変更後 小 西 英 史

伊勢市下野町 708 番地

伊勢市告示第 100 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 矢 形 実

伊勢市磯町 508 番地

変更後 奥 山 勝 也

伊勢市磯町 614 番地

伊勢市上下水道事業告示第 8 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 6 年 4 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 6 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
野村町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 9 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
422	Livetect	度会郡玉城町門前 419 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日	令和 11 年 4 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
423	野村設備	伊勢市前山町 1365 番地 19	令和 6 年 3 月 25 日	令和 11 年 3 月 25 日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
424	南シーリング 有限会社	伊勢市浦口 1 丁目 3 番地 7	令和 6 年 3 月 29 日	令和 11 年 3 月 29 日

伊勢市公告第 28 号

第 4 期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 6 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部福祉総合支援センターに備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 29 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 6 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 30 号

伊勢市第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部介護保険課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 31 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 32 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 33 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 34 号

第 2 次伊勢市自殺対策推進計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 6 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 35 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度軽自動車税（種別割）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略